

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

「山梨県文化財保存活用大綱」素案

No.	該当箇所	意見の内容（概要）	意見数	県としての考え方
1	P28 第3章 取り組みの方針 2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立	(2) 価値や魅力の共有化 「セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。」の記載について、次のとおり修正する  「努める」の表現を「推進する」とする。 また、「その際、ネット社会が進展している現状を鑑み、インターネットを活用した共有化の試みに留意する」を加える。	1	【その他】 県や市町村、文化財所有者等が連携するなか、それぞれが、個々の状況に応じて取り組むべき共通の方向性を示したものであることから、この章においては「努める」などの表現としています。 また、インターネットは大変に重要な手段であることから、手法として例示しており、ご意見の内容を含むものと考えています。
2	P29 第3章 取り組みの方針 3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり	(1) 情報発信等 「セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。（再掲）」の記載について、次のとおり修正する  「努める」の表現を「推進する」とする。 また、「その際、ネット社会が進展している現状を鑑み、インターネットを活用した共有化の試みに留意する」を加える。	1	【その他】 県や市町村、文化財所有者等が連携するなか、それぞれが、個々の状況に応じて取り組むべき共通の方向性を示したものであることから、この章においては「努める」などの表現としています。 また、インターネットは大変に重要な手段であることから、手法として例示しており、ご意見の内容を含むものと考えています。
3	P31 第4章 県が主体となって講じる措置 2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立	次の内容を（3）として加える  (3) 山梨県デジタルアーカイブの拡充強化 ○ 文化財調査の研究成果や、保存・活用の取り組み事例の共有化など、文化財の保存活用への理解促進に取り組むため、県が運用している「山梨県デジタルアーカイブ事業」の再整備と拡充強化に図り、文化財を含む地域文化資源を包括した「地域文化資源による地域アイデンティティの確立と地域づくりにおける利活用」を目指す。 ○ 「山梨県デジタルアーカイブ事業」の推進にあたっては、県立図書館、県立博物館、県立考古博物館、県立美術館、市町村民俗資料館、公民館などが連携し、それぞれが文化資源を価値や魅力の共有化と県民の利便性を図るデジタル情報基盤の再整備を目指す。 ○ 山梨県デジタルアーカイブの推進にあたっては、県民のインターネットは携帯通信機器の高い普及率を鑑み、一人ひとりが地域の魅力を発見し、記事、静止画、動画などを共有できるシステムづくりに留意する。	1	【その他】 魅力や価値の共有化を図る具体的な取り組みの手法のひとつである山梨県デジタルアーカイブを含めたデジタル媒体の活用につきましては、施策や事業の実施の際に検討させていただきます。
4	P31 第4章 県が主体となって講じる措置 2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立	(2) 価値や魅力の共有化 ○ 学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」に沿った富士山の文化的価値の学びを通じて、富士山や郷土を大切にすることを育む。 の記載について、次のとおり修正する  ○ 新学習指導要領の改訂版に示される「伝統や文化に関する教育の充実」（県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、などの指導の充実）などの方針に基づいて、地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する体験活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保する。 ○ 地域のアイデンティティ教育のため、地域の文化資源を学習教材とすることに留意し、「小正月行事など子ども主体の年中行事」、「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」などを積極的に活用し、地域の文化的価値の学びを通じて、郷土を大切にすることを育む。	1	【その他】 文化財を活用し、郷土を大切にすることを育む取り組みの一例としてあげています。 なお、「地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する体験活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保する。」ことについては、山梨県教育振興基本計画に掲げられています。

5	<p>P31 第4章 県が主体となつて講じる措置 3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり</p>	<p>○ 県と市町村、民間団体による行政枠を超えた連携を図り、国籍、年齢を問わず、幅広い層へ伝わる情報発信に取り組む。 ○ 県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働を促進し、本県の文化芸術の魅力を広くPRする。 の記載を、次のとおり修正する</p> <p>○ 「山梨県デジタルアーカイブ」の整備等を通じて、県と市町村、民間団体による行政枠を超えた連携を図り、国籍、年齢を問わず、幅広い層へ伝わる情報発信に取り組む。 ○ 県内の文化財ほか文化資源の持続可能性を確保し、地域活性化のための新たな「観光資源」ととらえるあり方を調査し、可能な文化資源については、やまなし観光推進機構をはじめ県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働を通じて、県の文化芸術の魅力を広くPRするとともに、「文化観光ツアー」を推進する。</p>	1	<p>【その他】 情報発信の取り組みには様々な手法が想定され、デジタル媒体の活用等も含むものと考えています。 また、「文化観光ツアー」の推進についても、本県の文化芸術の魅力を広くPRする具体的な手法のひとつとして、事業の検討や実施の際に参考とさせていただきます。</p>
6	<p>該当項目なし</p>	<p>文化財は、今後観光まちづくりを考える上で、極めて重要な構成要素となる。そのため当学は、今後本副専攻課程などを通じて、山梨県及び県内市町村の多様な文化財を通じた観光まちづくりでの情報発信や事業連携の希求している。できれば将来にその可能性を残すためにも、本大綱に下記の項目を加筆いただきたい。</p> <p>人材育成への取り組み ○大学など連携し、県民の文化財を活用した観光まちづくりを支援することに努める。 ○高等研究機関や大学などと連携した、講座やイベントの実施、インターンやガイド育成の可能性を検討し実施に努める。</p>	1	<p>【その他】 第2章 4（2）方向性などにおいて「行政、地域住民、博物館施設、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し」としていますが、「行政、地域住民、博物館施設、大学、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し」とし「大学」を改め位置づけます。なお、個々の関係者との個別の連携につきましては、施策や事業の実施の際に検討させていただきます。</p>